

届出・証明

届出

問 市民課 ☎ 0495-25-1113 / 支所市民福祉課 ☎ 0495-72-1333

受付窓口では窓口に来た方に本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしています。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
婚姻届	届出をした日が婚姻日になります	夫になる方と妻になる方	届出人の本籍地または所在地(住所)の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻届 ● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届出する場合、本籍を置く方の証明は必要ありません。
離婚届	届出をした日が離婚日になります	夫と妻	届出人の本籍地または所在地(住所)の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚届 ● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届出する場合は必要ありません。
出生届	生まれた日から14日以内(誕生日を含む)	父または母	届出人の本籍地、または所在地(住所)、子の出生地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届(出生証明書) ● 母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家屋管理人など	死亡者の本籍地、または届出人の所在地(住所)、死亡地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届(死亡診断書または死体検案書)
転籍届	届出をした日が転籍した日になります	戸籍の筆頭者とその配偶者	届出人の本籍地、所在地(住所)または転籍地の市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 転籍届 ● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※同一市区町村内で転籍する場合は必要ありません。

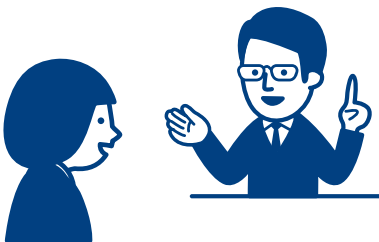
※上記届出のほか養子縁組、養子離縁、入籍、氏名の変更など戸籍に関する詳しいご質問は市民課記録係、支所市民福祉課市民税務係までお問い合わせください。消えるインクのボールペンでの届書の記載は不可です。



死亡届を届けられたご遺族の方へ

お亡くなりになられた方のお手続きについて、市役所で行う主なものをまとめました。取り上げたものはあくまで一例ですので、詳細は関係課に確認のうえ、必要な手続きをお願いいたします。

対象者	該当事業	お持ちいただくもの	担当課
国民健康保険に加入の方	保険証の返還 葬祭費の申請	国民健康保険証、葬祭を行った方の預金通帳、葬祭を行ったことがわかる資料(領収書など)	本庁 保険課 支所 支所市民福祉課
後期高齢者医療制度に加入の方	保険証の返還 葬祭費の申請	後期高齢者医療保険証、葬祭を行った方の預金通帳、葬祭を行ったことがわかる資料(領収書など)、相続人代表者の印鑑	本庁 保険課 支所 支所市民福祉課
世帯主の方 (世帯員が2人以上いる世帯)	世帯主の変更手続き	国民健康保険証(加入者全員)	本庁 市民課 支所 支所市民福祉課
障害者手帳、自立支援医療受給者証等をお持ちの方 重度心身障害者医療費他障害者手当を受けられていた方	手帳受給者証の返還、 重度心身障害者医療費他 障害者手当の請求	障害者手帳・受給者証、相続人の方の預金通帳	本庁 障害福祉課 支所 支所市民福祉課
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険証の返還	介護保険被保険者証	本庁 介護保険課 支所 支所市民福祉課
固定資産の所有者の方	納税義務者の変更手続き		本庁 課税課 支所 支所市民福祉課
児童手当受給者の方	受給者の変更手続き		本庁 子育て支援課 支所 支所市民福祉課
軽自動車等の所有者の方	納税義務者の変更手続き		本庁 課税課 支所 支所市民福祉課
農地所有者の方	所有者の変更手続き	相続したことが確認できる書類(登記事項証明書など)	農業委員会事務局
水道使用者の方	使用者の変更手続き		水道課
給水装置所有者の方	所有者の変更手続き	新所有者の認印、所有権移転を証明できる書類など	水道課
国民年金のみを受給されていた方	未支給年金の請求手続き	亡くなられた方の年金証書、請求者名義の預金通帳、亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄(抄)本、請求者の世帯全員の住民票、生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と住民票の住所が異なる場合)ほか	本庁 市民課 支所 支所市民福祉課



印鑑登録

本庄市に住民登録している方は、1人1個に限り登録ができます。なお、15歳未満の方や意思能力を有しない方は登録できません。

申請人	申請に必要なもの	備考
本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑※1 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 	本人確認書類が官公署発行の顔写真付き証明書であれば即日登録が可能です。それ以外の場合(保険証等)は、申請受付後、本人宛てに照会書を郵送しますので、到着後期限内に回答書を持参のうえ、印鑑登録証の交付を受けてください。
代理人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑※1 代理人選任届 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 	申請受付後、ご本人の住所に照会書を郵送します。到着後、期限内に回答書をご持参のうえ、印鑑登録証の交付を受けてください。

※1 ゴム印などで形が変形しやすいもの、機械製造により大量に製造されたもの、外枠のないもの、印影を鮮明にあらわしにくいもの、印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないもの等は登録できません。

各種証明書

受付窓口では、窓口に来た方に本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしています。内容によっては交付できないこともあります。

	種類	手数料	注意事項
住民票に関する証明書	住民票の写し(世帯全員・一部)	1通 200円※2	本人及び本人と同一世帯員以外の方が請求する場合には、委任状が必要になる場合があります。また、第三者等が請求する際には使用用途を詳しく書いていただきます。内容によっては交付できないこともあります。
	住民票記載事項証明書	1通 200円	
	除かれた住民票の写し(除票)	1通 200円	
戸籍に関する証明書	戸籍(全部・個人)事項証明書	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> 本人、本人の配偶者及び直系血族以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。 自己の権利を行使するため等を理由に請求される場合は、疎明資料の提出、使用目的等を記入していただきます。内容によっては交付できない場合もあります。
	除籍謄本・抄本	1通 750円	
	改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
	身分証明書	1通 200円	
	戸籍附票の写し	1通 200円※2	
	戸籍記載事項証明書	1通 350円	
印鑑登録関係	印鑑登録証明書	1件 200円※2	●印鑑登録証明書は印鑑登録証がないと交付できませんので、必ず持参してください。
	印鑑再登録手数料	1通 300円	

※2 コンビニ交付サービスでは、1通150円で取得できます(詳しくは、48ページをご覧ください)。



🍷 住民異動に関する主な届出

住所を登録することによって住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許証の取得などの手続きの基本になるものです。住所を変更した場合は、必ず届出をお願いします。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	本庄市に住み始めた日から14日以内	本人または転入先の世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書(今までの住民登録地で発行) ● 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ● 委任状(代理人に委任する場合)
転居届	新住所に住み始めた日から14日以内	本人または転居先の世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ● 委任状(代理人に委任する場合)
転出届	転出予定日の1か月前から	本人または同世帯の世帯員	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ● 委任状(代理人に委任する場合)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方は、届出の際に必ず窓口にお持ちください。

休日・夜間の窓口体制

問 市民課 ☎ 0495-25-1113 / 支所市民福祉課 ☎ 0495-72-1333 / 課税課 ☎ 0495-25-1122

🍷 休日受付窓口

土・日・休日の窓口として、市役所本庁舎東側の「夜間・休日受付」及びアスパアこだま「休日受付」窓口で次のとおり受け付けています。

	受付時間	業務内容	注意事項
死亡届の手続き	午前8時30分～ 午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届及び死産届の受付 ● 斎場への予約 ● 死体埋火葬許可書の交付 	—
戸籍届の受領	市役所:終日 アスパアこだま: 午前8時30分～ 午後5時15分	「婚姻届」、「出生届」などの届書の受領	休日明けに職員から必要に応じて届出の内容について確認をすることがあります。場合によっては再度ご来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。
電話予約で受け付けされた住民票、市税に関する証明書などの取り扱い	午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分	発行できる証明書: 電話予約された「住民票の写し」、「印鑑証明書」、「所得・課税証明書」等の発行	電話予約は平日の業務時間内に受け付けすることが必要です。

📦 引っ越すときのやることリスト

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 転居届け(市内で引っ越すとき) | <input checked="" type="checkbox"/> 転出・転入届け(市外へ引っ越すとき) |
| <input checked="" type="checkbox"/> 免許証や保険関連の住所変更 | <input checked="" type="checkbox"/> 水道・電気・ガスの退去・入居手続き |
| <input checked="" type="checkbox"/> インターネットの移転手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 転校・転園の手続き |
| <input checked="" type="checkbox"/> 荷物の整理 | <input checked="" type="checkbox"/> 粗大ごみの処分 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

書き足してみましょ



段ボールやガムテープなどの準備も忘れずに!



住民票等の日曜日交付窓口

住民票等の交付窓口を次のとおり開設しています。

開設日時	開設場所	取扱業務
毎週日曜日 午前8時30分～正午 (12月28日～1月4日を除く)	市民課(市役所1階) ※アスピアこだまでは開設していません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写しの交付 ● 印鑑登録及び廃止の申請、印鑑証明書の交付 ● 戸籍全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)の交付 ● 除籍謄本抄本、改製原戸籍謄本抄本の交付 ● 戸籍の附票、身分証明書の交付 ● パスポートの交付

※システムの更新作業などで、休日窓口を臨時休業することがあります。事前に広報ほんじょう、市ホームページ等でお知らせします。

証明書コンビニ交付サービス

住民票の写しや戸籍謄本、納税証明書などの証明書を全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)で取得できます。

ご利用には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

暗証番号(数字4桁)を入力してください。

利用できる時間 午前6時30分から午後11時まで(12月29日から1月3日、メンテナンス日を除く)

※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日午前9時から午後5時まで。

証明書の種類	手数料	利用できる方
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写し(住民票コード・マイナンバーは記載不可) ● 印鑑登録証明書 	1通150円※ (戸籍証明書は1通450円)	本庄市に住民登録・印鑑登録されている方
<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書) ● 戸籍の附票の写し(附票全部証明・附票個人証明) 		本庄市に本籍がある方 (注)本庄市に住民登録のない方は事前登録が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ● 所得・課税証明書(未申告の方は発行不可) ● 納税証明書(軽自動車税(車検用)及び法人市民税は発行不可) (注)最新年度及びその前年度分のみ発行		本庄市に住民登録されている方 (注)所得・課税証明書は必要とする年度の賦課期日(その年の1月1日)に本庄市に住民登録がある方のみ

※コンビニ交付サービスを利用すると、窓口交付よりも安い手数料で取得できます(戸籍証明書を除く)。

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのばすようにこすります

3



指先・爪の間を念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードはプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、証明書コンビニ交付サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等のサービスで利用できます。

申請方法

郵送による申請、またはパソコンやスマートフォンによるオンライン申請等が可能です。

受取方法

交付申請後、市役所から交付通知書を送付しますので、期限内に交付通知書に記載された交付場所に原則として本人がお越しください。

受け取りに必要な書類

- 交付通知書(はがき)
- 通知カード(お持ちの方)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

▶ 交付手数料について

初回交付時は当面の間無料です。ただし紛失、焼失または著しく損傷した場合などの再交付手数料はカード800円、電子証明書200円です。

▶ 申請時来庁方式のご案内

マイナンバーカードの交付について、本人が申請時のみ来庁して申請手続きを行い、後日市役所から本人宛にマイナンバーカードを送付(転送不要の本人限定郵便・特例型)する申請時来庁方式も行っています。
※手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

申請に必要なもの

- 顔写真(窓口での写真撮影をご希望の方は省略できます。)
- 通知カード(お持ちの方)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 本人確認書類(必ず事前にお問い合わせください)

注意

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得の事例が発生しています。不審な電話は、すぐに切り、来訪者があっても断ってください。

不審な電話を受けた場合は、本庄市消費生活センターへ。

▶ 本庄市消費生活センター

☎0495-25-1175

平日(火曜日を除く)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

マイナンバーカード



(表)



(裏)

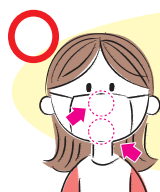
公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

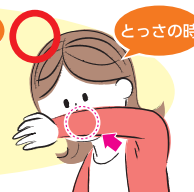
咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でおさえる

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

パスポートの申請手続き

問 市民課 ☎ 0495-25-1113

- 市役所で、パスポートの申請・受取ができます。
 - 申請用紙は市民課(市役所1階)及び支所市民福祉課(アスパアこだま1階)で配布しています。
- ※アスパアこだまでは、申請書の配布のみで申請・受取はできません。

申請できる方

- 本庄市・美里町・神川町・上里町に住民登録がある方
 - 埼玉県外に住民登録があり、本庄市・美里町・神川町・上里町に居所のある方
 - 本庄市・美里町・神川町・上里町に滞在する海外からの一時帰国者
- ※緊急渡航や申請書の刑罰事項に該当する方は市役所で申請できません。
埼玉県パスポートセンター(大宮) ☎ 048-647-4040 へお問い合わせください。

申請・交付場所及び時間

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	市民課 (市役所1階)
交付	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	
	日曜日	午前8時30分～正午	

※休業日は、土曜日・休日・年末年始(12/29～1/3)
※12月28日、1月4日が日曜日の場合、交付窓口はお休みになりますのでご注意ください。

パスポートの受取

受取は必ずご本人です。代理での受取はできません。
新しいパスポートのお渡しは、申請日から土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く6日目以降です。
パスポートは申請した日から6か月以内にお受け取りください。

申請に必要な書類(新規・切替)

一般旅券発給申請書1通 (申請書は全国共通で各役場にありますが)	●10年有効旅券と5年有効旅券で申請書が異なります。 ※未成年者(18歳未満)は5年有効旅券のみ申請可
戸籍謄本1通 (最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの) ※本籍地で取得してください。	●有効中の旅券をお持ちで、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。ただし、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。 ●同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本1通とすることができます。
写真1枚 (提出前6か月以内に撮影したもの) ※規格外あるいは不適当な写真は、撮り直しが必要となる場合があります。 ※申請書に貼らずにお持ちください。	●タテ4.5×ヨコ3.5cm(顔の寸法 3.2～3.6cm、頭上余白 0.2～0.6cm) ●申請者本人のみが撮影されたもの ●正面向き、無帽、無背景、影なし ●カラー、白黒どちらも可 不適当な写真 不鮮明、キズあり、目や輪郭が確認しにくい、カラーコンタクト着用 ※詳しくは申請案内及び埼玉県パスポートセンターのホームページをご覧ください。
本人確認書類①または② 有効な原本(コピーは不可) ※代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの確認書類が必要です。 ※中学生以下の子どもの本人確認書類としては、子どもの氏名が記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証、旅券等)でも構いません。	①次のものを1点お持ちください。 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード、官公庁身分証明書(写真付)、身体障害者手帳(偽造防止・写真付) ②①がない場合は、次のものを2点お持ちください。 ④+⑤または④+⑥の、2点をお持ちください(⑤+⑥の組み合わせでは受け付けできません)。 ④健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書+実印、子ども医療費受給資格証(中学生以下に限る) ⑤写真付きの身分証明書(学生証、社員証、公的機関発行の資格証明書など)、有効期限の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過したもの)
前回取得した旅券	有効中の旅券、期限切れの旅券
特別な場合に必要となる書類	居所申請で埼玉県以外に住民登録がある場合は住民票、居所を立証する書類

申請手数料

パスポートを受け取る際、右表の手数料を収入印紙と埼玉県収入証紙で納付していただきます。申請時は不要です。収入印紙と埼玉県収入証紙は会計課(市役所1階)等でお買い求めください。
※「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日まで申請を行った方に適用されます。

旅券の種類	合計	内 訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年有効旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年有効旅券	11,000円	9,000円	2,000円
※12歳未満の申請	6,000円	4,000円	2,000円
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

届出・証明